



SMTB

厚生年金基金ニュース

(平成25年2月7日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

平成25年4月1日時点の「運用の基本方針」の厚生局宛提出について

今般、厚生労働省より下記通知および事務連絡が発出され、平成24年度の資産運用業務報告書とともに、平成25年4月1日時点の「運用の基本方針」を厚生局に提出(期限：5月15日)するよう厚生年金基金に求められたことから、ご案内申し上げます(※)。

※平成24年11月30日付の通知によって周知された『厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン(通知)等に関するQ&A』において、「通知を発出し、平成25年4月1日時点で有効な「運用の基本方針」の提出を依頼する予定。」とされていたものです(Q&A No.4 参照)。

なお、平成25年4月1日時点の「運用の基本方針」は、政策的資産構成割合の記載等(平成24年9月26日付の省令・通知改正の内容)を反映したものである必要がありますのでご注意ください。

また、平成25年度以降の資産運用業務報告書の提出時(期限：各年の9月30日)には、報告対象年度末時点の「運用の基本方針」を添付することとされております(Q&A No.3 参照)。

【通知および事務連絡】

- ①厚生年金基金の運用に係る長期にわたり維持すべき資産構成割合を記載した運用の基本方針の提出について
(平成25年2月5日年企発第0205第1号)
- ②厚生年金基金の運用に係る長期にわたり維持すべき資産構成割合を記載した運用の基本方針の提出について
(事務連絡 平成25年2月5日)

以上

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。